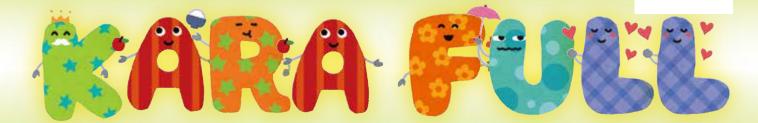
人権教育指導者向け学習資料



人権のいろ いっぱい いまKARA ここKARA わたしKARA

Mo.12 テーマ 地域社会と人権

共生社会のカギは「人々のつながり」

令和3年3月 福岡県教育委員会

福岡県教育庁教育振興部人権・同和教育課 福岡市博多区東公園7-7

TEL 092-643-3918

FAX 092-643-3919

■「市町村社会人権教育研修会」KARA ······ P 2
■「つながりの豊かさ」KARA ······ P6
■『あおぞら2』KARA ······ P8
■「ハンセン病に関する問題」KARA PIO
■「学習プログラムづくり」KARA ······ PI2
■「おすすめDVD」KARA PI6



利用の際は必ず下記サイトを確認下さい。 www.bunka.go.jp/jiyuriyo ※全ページの上下に音声コードとその位置が分かる切り欠きを付けています。

※県庁ホームページからスクリーンリーダーソフト による読上げも可能です。





令和2年度市町村社会人権教育研修会 全体会 紙上再録



「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」から10年を迎え、「平成28年(2016年)熊本地震」から5年を迎えようとしています。ある日突然発生する大規模災害に対して、誰一人として取り残さないようにするために、私たちは何を大切にしていけばいいのでしょうか。令和2年度市町村社会人権教育研修会の全体会では、熊本学園大学の避難所運営の統括をされていた花田昌宣さんからお話をいただきました。 ※御本人の承諾を得て、講演をもとに内容を再構成しています。

一人ひとりが輝く社会のために ~大規模災害をめぐる人権保障~

熊本学園大学 社会福祉学部 福祉環境学科 教授 花田 昌宣



熊本地震発生、避難所を開設

私たちは、平成28年4月 | 4日の前震の後、被災地支援として何ができるか、学生ボランティアを募って現地支援を組織するために、 | 5日に益城町などの周辺を車で訪問し、社会福祉学部の全教員に呼びかけて | 6日の昼頃に会議を設定していました。ところが、 | 6日午前 | 時25分に本震が発生し、熊本市内でも多くの地域で甚大な被害が発生する大変な事態になったので、この会議は急遽、大学の避難所運営のための会議に切り替えました。

その頃、本学のグラウンドには、 1 4 日の前 震発生直後から、地域住民や学生が集まってき ていたので、照明を点灯し、グラウンドにブルー シートやイスを運ぶなどの対応を行いました。 そのうち住民からは、寒さを訴える声も聞こえ てきたので、理事長や学長にも相談して、校門 そばの60周年記念会館の教室を開放するなど 被災者の安全を第一に考え対応していました。 16日の本震後には避難者は700人を超え、 その中には、障がいのある人が60人近くいま







した。

そのきっかけとなったのは、最初に避難所を 始めた頃、長年障がいのある人の人権問題に取 り組まれている東俊裕先生の「障がいのある人 も受け入れよう」との話に、駆けつけてくれた 教職員が賛同したことでした。実は、私や東先 生、他の何人かの先生は、平成23年の東日本 大震災の時も、割と早い段階から現地に入って いました。当時ようやく道が通るようになった ぐらいの時期だったので、岩手県からずっと南 の茨城県まで湾岸部をとにかく見て回りました。 すると、避難所に障がいのある人の姿が見えな いんです。一か所だけではないんです。何か所 も見て回りました。避難所に障がいのある人の 居場所がなかったんです。さらに、駆けつけて くれた教職員の中には、阪神淡路大震災を被災 者として経験した人が3名いました。

そのため、避難所を始める時も、最初に何が 起きているのか、これからどう進んでいくのか、 何をしたらいいのか、ある程度想定できたよう に思います。

2

誰でも受け入れる

そうした中、特定非営利活動法人自立生活センター「ヒューマン・ネットワーク熊本」の十

数名が、 I 6日の明け方頃には集まってきていました。

私たちは「誰でも受け入れる」方針でやっていました。大規模災害に遭った時、多くの人が 近隣の避難所に安全を求めて避難します。障がいのある人もない人も、高齢者も含めて、地域 の人たちを「どうぞ」といって受け入れる、

「この人は避難所に入れない」ということはし ませんでした。

障がいがあるから、高齢であるからといって、 福祉避難所に行かせるという考え方もとりませ んでした。障がいがあるから、介助が必要だか らなどといって受け入れを拒否したら、その人 たちには居場所がなくなってしまいます。そも そも、皆さん誰もが発災前までは、自宅に住ん でいた方々です。

ですから、「自宅と同じように暮らせる居場所を、みんなで考えやアイデアを出し合ってつくればいいじゃないか」「その地域に住んでいた人たちなのだから、一緒に避難生活をしよう」というインクルーシブな考え方を大事にしました。

確かに、車いすユーザーなどの場合には、移動したり横になったりといったスペースも必要だし、様々な配慮も必要でしょう。

ですが、それは受け入れてから整えていけばいいことです。まずは受け入れる。そして、みんなでどうするか考えるんです。避難所が学校の場合は使える教室を開放すればよいですし、専門の医療スタッフや介助スタッフが必ず必要なわけではありません。

3

管理はしない、 配慮はする



「管理はしない、配慮はする」とは、ルール にとらわれない柔軟で臨機応変な対応を大切に するということです。

大規模災害下では事態は常に動いています。 特に発災直後はなおさらです。マニュアルがあっても、マニュアル通りには動かないことも多いのです。そういった非日常の中で起きるいろいろなことは、そこにいる人がその場で対応するようにしました。ルールをつくるとそれを守るためのエネルギーと時間が必要になりますし、「何はしてはいけません」「何をしましょう」と細かくルールをつくっていくよりは、避難所の中にいる支援が必要な人のためにエネルギーを注ぐことにしました。

入所者名簿も最初は人数把握のみにしました。ここは意見が分かれるところではありますが、 発災直後は、とにかく命をつなぐことが大切です。そのためには、水や食料が何人分必要なのか、また、炊き出しはどれくらいするのか、医薬品はどのくらい必要かを知るための人数把握が必要でした。一週間くらい経ってから、避難者一人一人に個別に面接をして入所者名簿を作成していきました。

また、出入りも自由にしました。受付には複数の人を配置し、24時間体制で対応にあたりました。ペットも禁止しませんでした。ペットといっても家族同様に暮らしている動物たちで

ご存じですか?

【平成28年(2016年)熊本地震の概要】

平成28年4月に発生した熊本地震では、4月14日のマグニチュード6.5、最大震度7の前震に続き、4月16日にはマグニチュード7.3、最大震度7の本震が発生した。震度7を28時間以内に2回観測したのは、観測史上はじめてのことである。

この地震により、死者(震災関連死等を含む)270人、全壊・半壊家屋43,148棟を数える 甚大な被害が発生した。発災後、ライフラインへの甚大な被害等により、避難者は最大で18万人に も及んだ。

	発生日時	場所	規模
前震	4月14日 21:26	熊本県熊本地方 深さllkm	最大震度7
本震	4月16日 01:25	熊本県熊本地方 深さl2km	最大震度7

参考資料「平成28年熊本県熊本地方を震源とする地震に係る被害状況等について」 (平成31年4年12日18:00現在 非常災害対策本部)





あり、ペットを禁止するとそう した人たちは避難できないこと になってしまうからです。飲酒 も認めました。地震が起きるま

で普段通り市民生活を送ってきた人たちですし、 避難者の方々にもゆとりが出てくるのではない かと考えたからです。

厳密な役割分担も決めませんでした。先にも述べましたが、発災直後少なくとも3日間は決して思った通りには進みませんし、ゆとりもありません。班を編成しても、そこにいる人がその場で対応していくという臨機応変な対応がないと十分に機能しませんし、分業を固定化するとかえって動きが止まってしまいます。

そこで、私を中心に2~3人が全体を総括し、 そこにいる人がその場で対応することを原則に しました。何をしていたかというと、清掃、物 資調達、医療・健康、介助、外部対応等々です。

4

必要とする人がいるかぎり 避難所は閉じない

私たちは45日間にわたって避難所を運営しましたが、最後まで残っていた6名の人たちの行方が決まってから閉所の決断をしました。他の避難所が閉じられていく中で、避難者にも宣言しました。それは、次の行く場所が決まらないまま避難所を閉鎖すると、行き先の決まらない人は別の避難所を求めて移動しなくてはならなくなるからです。

それと同時に、避難者の自宅の片付けの手伝 いや住まい探しの相談等も行っていました。

熊本での多くの避難所がそうであったように、 長く避難所に残っておられる方は、何らかの困 難を抱えている方が多かったのです。拠点避難 所に集約するという考え方も理解できます。し かし、本人の希望があれば別ですが、他の避難



所を断られ苦労もされて、ようやく熊本学園大学の避難所に来られた方々に、運営側の都合で他の避難所へ行くことはとても言えませんでした。



避難所の二つの役割

私は、災害避難所の役割を次のように考えま す。

Ⅰ点目は、**〈避難者の命をつなぐ場所〉**であることです。水や食料があって、雨風をしのぐ 建物があって、安心を提供し、安全の確保がで きることです。

2点目は、**〈次へのステップの準備となる場所〉**であることです。避難所にずっといるわけではないので、避難所を出て自宅に戻ったり、災害公営住宅や別の住宅に行ったりするまでの間に、少し落ち着いて生活を再建するための必要な配慮を行うということです。例えば、地震で家の中がめちゃくちゃになって戸惑っている人には家の片づけを手伝ったり、地震の混乱で気持ちが不安定になっている人にはじっくり話を聴いたりと、様々な対応が必要となります。

この他にも、避難者の人権保障につとめる観点から次のようなことにも配慮していました。 運営一週間を経て、高齢者や障がいのある人用スペースのベッドの高さを本人の意向や体の状態、移動方法などを確かめながら、学生ボランティアが支援物資の段ボール箱で調整しました。シーツの間仕切りで男女のスペースを分ける程度にとどめ、個室化はしませんでした。このことが被災者間の交流・助け合いを生み、避難所の自治を形成する環境を整えることにつながりました。







6

福祉避難所ではなく「避難所」の充実を

福祉避難所に行く場合でも、すぐには行けません。避難されている本人は、まず一般の避難 所に行って、そこの保健師が福祉避難所に行く 必要があるかどうかを判断して、行き先を探し て自力で福祉避難所まで行きます。

だけど、高齢者も障がいのある人も自宅から離れた遠い場所へはなかなか行けません。でも近くでは、避難所自体も被災しているし、そん

なに枠があるわけでもありません。熊本地震の ときも福祉避難所を希望しても行けないなどの 課題が出ていました。

ですから、一般の避難所できちんと受け入れられるようにして、落ち着いてきた後、諸事情から自宅に戻れずケアが必要な場合には施設入所をすることもありえると思います。また、発災直前の平成28年4月には障害者差別解消法も施行されていました。

そのような状況もあって、私たちは、福祉避 難所を充実させるのではなく、一般の避難所に 受け入れる体制をつくるべきだと考えて、支援 の必要な障がいのある人や高齢者も受け入れて いたんです。だから、熊本学園大学は、決して 福祉避難所になったわけではありません。みん な災害以前は自宅で暮らしていたのだから、地 域社会の延長として避難所を運営し、障がいの ある人もない人も、高齢者も自宅に戻れるよう な環境をつくるべきでしょう。

その場その場で対応できることもあるし、本 人が何が必要かを一番分かっていると思うので、 相談して進めていけばいいことなんです。だか らこそ、福祉避難所ではなく、一般の避難所で 一緒に受け入れることが大切です。







共生社会をつくるカギは「人々の つながり」

熊本学園大学は、指定避難所ではありませんでしたが、ピーク時には750人を超える避難者を受け入れるとともに、障がいのある人や高齢者も一緒に安心して避難生活を送ることのできる避難所運営を行いました。これは、本学には『水俣学』の研究などを通じて、現場から物事を見てどう対応するか常に考えたり、被災者に寄り添ったりするという学びや、『目の前に起きたことに最前を尽くし、それを最後の一人まで』という精神があったことも背景にあると考えています。

熊本地震のような大規模災害時はもちろん、いざという時に困らない共生社会をつくるカギは、「人々のつながり」であることを、今一度、見つめ直す必要があるのかもしれません。

(令和2年11月18日 クローバープラザにて)



【花田 昌宣(はなだ まさのり) プロフィール】

京都大学大学院経済学研究科後期博士課程単位修得退学。パリ第7大学経済学研究科〔DEA (高等研究学位)〕取得。現在、熊本学園大学社会福祉学部教授。同大学水俣学研究センター長。専門は社会政策学。社会福祉法人くまもと障害者労働センター理事長。

平成28年4月の熊本地震の際、障がいのある人を積極的に受け入れた避難 所を運営するとともに、被災地障害者センターを設立し、被災した障がいのあ る人たちの支援に取り組む。

福岡県 KARA

令和2年3月31日に改定した福岡県地域防災計画(地震・津波対策編)では、 要配慮者の支援として、震災時には、自らの行動等に制約のある高齢者、障がいの ある人、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者及び避難行動要支援者の安全や心身 の健康状態等に特段の配慮を行いながら、発災直後の安否確認・避難から、その後 の生活に至るまでの各段階においてきめ細かな支援策を総合的に講ずるものとする ことが記されています。





「まさか」のときでも人権が尊重されるために - つながりの豊かさを見直す -

2011(平成23)年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震から10年。地震・津波と、それに伴う福島第一原子力発電所事故による災害(東日本大震災)は、日本全体に大規模な被害と混乱をもたらしました。その影響は依然として続いています。

地震・津波などによって15,899名の方々の命が失われ、2,527名の方々が行方不明のままです。 令和2年12月10日 警察庁『平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の警察活動と被害状況』に基づく。

震災関連死(震災による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病による死亡)は 3,767名に上り、41,781名の方々が避難生活を強いられ続けています。

> 令和2年12月25日 復興庁 内閣府 消防庁『東日本大震災における震災関連死の死者数』 令和3年1月29日 復興庁『全国の避難者数』に基づく。

この震災は、女性や子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、性的少数者等の人権に関する様々な問題をもたらしました。

① 災害現場で…

- ・災害情報を十分に入手できず、避難の開始が遅れる。
- ・避難経路を迅速に移動できず、安全な場所への到達が遅れる。など

生命の問題

亡くなられた方々の66.1%が60歳以上であったことや、障がいのある人の死亡者率が被災地全体の死亡者率と比較して高かったこと、そして、直接的な死因の90%以上が津波による溺死であったことも明らかになっています。

令和2年7月 内閣府『令和2年版高齢社会白書』/平成24年6月 内閣府『平成24年版障害者白書』 平成24年3月 警察庁『東日本大震災と警察』に基づく。

② 避難所で…

- ・集団生活を送る上で、運営者から必要な支援を受けられない。
- ・共同生活を送る上で、他の避難者から必要な理解を得られない。など

生活の問題

妊婦や乳幼児、高齢者、障がいのある人、性的少数者やその御家族にとって、避難所は必ずしも安心して過ごせる場所ではありませんでした。避難所に居場所がなく、車中泊を余儀なくされた方の中には、エコノミークラス症候群(静脈血栓塞栓症)で亡くなったケースもあります。

③ 被災地や避難先で…

・震災に起因する偏見や差別が、誹謗中傷やいじめという形で表出し、 学校・職場・地域社会からの排除や具体的な権利の侵害につながる。など 人生の問題

東日本大震災に起因する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 令和元年	計
29	24	7	8	12	5	5	I	0	91

平成28年3月 法務省『平成27年における「人権侵犯事件」の状況について(概要)』 令和2年8月 法務省『令和2年度版人権の擁護』(法務省)に基づく。



「まさか」のときこそ、 人権が尊重される「つながり」が大切なのですね。





決して過去の問題ではないし、 これからも教訓として生かしていかねばならないですね。

法務省では、東日本大震災から10年を迎える2020(令和2)年度の啓発活動強調事項においても、この問題を挙げています。

東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう

福島第一原子力発電所事故の影響による避難生活の長期化に伴うトラブルや、被災地からの 避難者に対するいじめなど、東日本大震災に起因する人権問題が発生しています。一人一人が 震災の記憶を風化させることなく、正しい知識と思いやりの心を持ち、問題を解決していくと ともに、新たな人権問題の発生を防止していくことが必要です。

福岡県教育委員会では、東日本大震災や2016(平成28)年4月14日の熊本地震によって生じた問題を、今後の人権教育及び啓発の推進につなげるために、次のような学びの機会を設けました。

令和2年度市町村社会人権教育研修会

(令和2年11月18日 クローバープラザにて開催)



【全体会】講演「一人ひとりが輝く社会のために 大規模災害をめぐる人権保障」 熊本学園大学教授 花田 昌宣 氏

熊本地震直後に大学構内に避難所を設置し、学生やボランティアの方々とともに運営された 花田氏に、当時の様子を実際の記録画像とともにお話しいただきました。地域で暮らす障がい のある人や高齢者を「排除しない・隔離しない避難所」として運営された経験談は、市町村の 行政職員を主とする参加者にとって、貴重な示唆に富む内容でした。

※講演内容を本号2~5ページに掲載しています。

本県ではこの他にも、講演や展示など、震災と人権を取り扱った様々な学びの機会が設けられています。それらに共通するのは、日常のつながりのあり方や地域共生社会の重要性です。



ポイントは「コミュニティのつながりの力」

「社会関係資本※」(social capital)という言葉でも表される「つながりの力」とは、人間関係が生み出す様々な力のことで、人権が尊重される心豊かな社会の実現においても、不可欠な要素です。ただし、そのつながりの力は、つながりの「量の多さ」のみで決まるわけではありません。

自分の身近にいる・いないにかかわらず、他者の存在を意識し、状況や思いを正しく理解した上で必要なことを考え、自分(たち)にできるところから取り組んでいく。そのような、他者を尊重するつながり方 一つながりの「質の豊かさ」― も大切です。



2021(令和3)年は、東北地方太平洋沖地震から10年、熊本地震から5年の節目の年です。新型コロナウイルスの感染拡大により社会の混乱が続いている今だからこそ、災害と人権に関する学びの機会を通して「コミュニティのつながりの力」を見直してみましょう。



※ Network together with shared norms, values and understanding that facilitate cooperation within or among others (OECDによる定義 2001年)

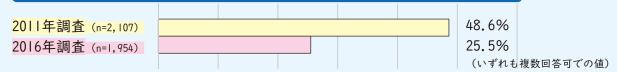




人権教育学習教材集「あおぞら2」 高等学校用教材「東日本大震災と人権」

本県が5年ごとに実施している『人権問題に関する県民意識調査』には、「あなたはどのような人権問題に関心がありますか。」という質問があります。回答の選択肢に「原発事故による放射線被ばく風評被害に関する問題」を2011(平成23)年実施分から設け、同年3月11日に発生した東日本大震災に起因する人権問題への関心を調査しています。

「原発事故による放射線被ばく風評被害に関する問題」を選択した割合

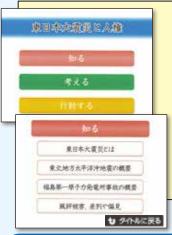


2011(平成23)年の調査では全選択肢の中で2番目の高さでしたが、5年後の2016(平成28)年の調査ではおよそ半分の値になり、全選択肢の中で8番目でした。震災発生から10年が経過し、新型コロナウイルスの感染拡大が続く2021(令和3)年、私たちの関心はどのように変化しているでしょうか。

「たくさんの命が失われ、社会全体が混乱した状況の中で、人々のつながりが問われている」という点で、東日本大震災と新型コロナウイルス感染拡大は共通しています。震災による問題を風化させないために、そしてこれからの教訓とするために、人権教育学習教材集「あおぞら2」(平成30年福岡県教育委員会)の「東日本大震災と人権」を活用して、私たちの「つながり」について考えてみましょう。

1 教材の解説





本教材は次のような三部構成となっています。活用する教科や場面等に 応じて、必要なものを選択して取り扱ってください。

- ①「知る」編…地震、津波、福島第一原子力発電所事故、風評被害、偏見・ 差別に関する資料です。東日本大震災の概要について理解します。
- ②「考える」編…地震直後の避難所の様子と被災者に対する人権侵害事象 に関する資料です。災害時及び災害後に生じる諸問題について考えます。
- ③「行動する」編…被災者の声、被災地の写真、本県の中学生が制作した 動画です。被災者の思いを共感的に受け止めて、被災者に必要なことや 自分たちにできることなどを考えます。

←メニュースライド

2 本教材で育てたい資質・能力



- 東日本大震災に起因する人権問題を理解し、基本的人権の基礎となる価値 や概念を理解することができる。【知識的側面(人権侵害等に関する現状に 関する知識、正義、平等、尊厳、連帯性等の概念への理解)】
- 被災した人々や風評被害に苦しむ人々に寄り添い、進んで支援しようとす る意欲をもつ。【価値的・態度的側面(人権侵害を受けている人々を支援し ようとする意欲や態度)】
- 他者の立場に立って、その人に必要なことやその人の考えや気持ちを共感的に理解することができる。【技能的側面(他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性)】



3 活用例:公民科 現代社会「現代の民主政治と政治参加の意義」





〈主眼〉

- 日本国憲法が保障する基本的人権に関する諸課題について、具体的事例を通して理解できるようにする。
- ◇ 東日本大震災に起因する人権問題の理解を通して、人権侵害等に関する現状や正義、平等、 尊厳、連帯性等の重要性について理解できるようにする。

〈展開例〉

		7 ¹]/
	学習活動	指導上の留意点
導入	東日本大震災の概要を知り、本時の目標をつかむ。 (1) 地震、津波、福島第一原子力発電所事故について (2) 風評被害、偏見・差別について 「災害時でもすべての人が安心して過ごせる社	 ○ 「知る」編のスライドを用いて、概要を端的に示す。 ○ 本時の学びが「心がけの問題」で終わらないように、(2)についても具体的事例に基づいて示す。 会」を実現するために必要なことを考えよう。
展開	 避難所の様子を知り、人権に関する問題について考える。 (1)避難所の写真①を見て気付いたことを、ワークシートに記入する。 (2)避難所の写真②を見て気付いたことを、ワークシートに記入したことを、ペア又はグループで交流する。 (4)交流したことを、憲法で保障された基本的人権の観点から整理する。 被災者の思いに触れる。・被災者による文章・ボランティア活動等の動画・被災地の写真 	○ 「考える」編の写真を用いて、「フォトランゲージ」のように自ら情報を探し出し、様々な角度から推察する機会を設ける。 ○ 生徒の状況に応じて、避難所の写真①では問題点に、写真②では改善された点と残された課題に注目するように助言する。 ○ 生徒の意見の中で、乳幼児がいる家族、女性、障がいのある人、高齢者、などの存在を意識したものについてはながいり上げ、本時の目標につなげる。 ○ 「行動する」編のスライド及び動画を用い、被災者や被災地の実際の様子を示す。 ○ 共感的理解を深め、次の学習活動につなげるために、同世代の被災者や、ボランティア活動に取り組んだ本県中学生の姿を伝える。
終末	4 自他の人権を尊重した避難所づくりのために、自分たちにできることを考え、ワークシートに記入する。	○ 「基本的人権の保障の充実のためには、 政治に関心を持ち、よりよい社会の形成に 向けて社会参画することが必要である」と いうことを認識するように促す。
	基本的人権の保障に関する正しい	知識を身につけ、

基本的人権の保障に関する正しい知識を身につけ、 自他の人権を尊重する意識や姿勢をもって社会に参画することが大切である。





ハンセン病に関する問題について ~すべての人が尊重される地域社会をめざして~

2021 (令和3)年は、1996 (平成8)年の「らい予防法の廃止に関する法律」が施行から25年、2001 (平成 13)年の「ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話」の発表から20年となります。そこで、地域社会から強制的に隔離され人権を著しく侵害された歴史を持っているハンセン病に関する問題について紹介します。

1 隔離政策が生んだ偏見や差別

隔離政策とは

「隔離政策」とは、戦前の「癩予防法」という法律のもとで進められた、ハンセン病患者をハンセン病療養所に強制的に入所させる政策のことです。各県では「無らい県運動」により患者を見つけ出し療養所に送り込む官民一体の運動が行われました。1953(昭和28)年、患者の反対を押し切って、この「癩予防法」を引きつぐ「らい予防法(1996 [平成8] 年廃止)」が成立しました。この法律の大きな問題点は、患者の隔離が継続され、退所規定が設けられていないことでした。ハンセン病の治療については、1946(昭和21)年にハンセン病の特効薬「プロミン」が登場し、その後新しい治療薬も開発されて、適切な治療をすれば治る病気になっていましたが、患者の隔離政策はそのまま続けられました。

隔離政策が終わった後も・・・

2003(平成15)年、熊本県内のホテルでハンセン病療養所入所者に対する宿泊拒否事件が起こりました。この事件が報道されると、匿名で差別的な手紙やはがきが療養所に送られるという事態が発生しました。このことによって、1996(平成8)年の「らい予防法廃止に関する法律」施行、2001(平成13)年の「ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話」(11ページ参照)の後も、依然として誤った認識とハンセン病患者・回復者に対する偏見や差別が存在していたことが明らかになりました。

現在も・・・

- ハンセン病患者・回復者の中には、家族や友人に自分の病気について話していない人も大勢います。
- 家族への偏見や差別を恐れ、療養所に入所したときに本名や戸籍を捨てた人もいるため、隔離政策 が終わった現在も故郷に帰ることなく、肉親との再会が果たせていません。
- ○「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟」(IIページ参照)において、熊本地裁に対して訴えを起こしたときに本名を公表することができた人は数名で、500名以上の人は自分の名前を明かしませんでした。

隔離政策などによって生まれた誤った認識によって、ハンセン病の患者本人だけではなく、その家族も地域社会から排除されてしまったのですね。そして、現在も患者・回復者とその家族は偏見や差別を恐れながら生活しているのですね。



ハンセン病とは?

ハンセン病は「らい菌」による感染症です。この菌は感染力が弱く、感染することはほとんど ありません。また、感染しても、必ずしも発病するわけではありません。現在は治療法が確立さ れており、早期発見と適切な治療により、後遺症を残さずに治すことができます。



福岡県 KARA

ハンセン病に関する問題については、人権教育指導者向け学習資料「KARA FULL」No.10(令和2年9月発行) にも掲載しています。

2 基本的人権の実質的な保障をめざして





日本国憲法では、基本的人権は「侵すことのできない永久の権利」であると定めています。戦後、ハンセン病に関する人権問題については、 どのような動きがあったのでしょうか。

✓ 日本国憲法が施行されたのち、療養所の入所者は、「癩予防法」の改正に向けて自治組織を立ち上げましたが、その要求は叶わず「らい予防法」が成立しています。しかし、その後、よりよい生活や医療の向上に目的を変え活動していきました。

活動は大変険しい道のりでしたが、取組によりハンセン病療養所での生活が少しずつ改善されていきました。

一例をあげると、それまでは療養所の維持・運営のために、入所者自らがさまざまな作業を行わなくてはなりませんでした。具体的には、患者看護や介護、水汲み、洗濯、療養所内の道路の舗装、入所している子どものための教師の配置などです。亡くなった患者の火葬も入所者が行っていました。そのために、患者はたえず傷をつくり、体調を悪化させ、そのための治療を自分たちで行わなければならないという状況でした。

このような状況が、患者の自治組織の活動により、1950年代以降、患者の看護や介護が職員の仕事に切り替えられていくなど、少しずつ改善されていきました。

その後、「らい予防法」の違憲に関する国家賠償請求訴訟に向けた動きが起こりました。



ハンセン病国家賠償請求訴訟

入所者や退所者が、「らい予防法」は基本的 人権の尊重を定めた憲法に違反し、強制隔離な どで人権侵害を受けたとして訴えました。

2001(平成13)年、熊本地方裁判所において国の責任を認める判決が出されました。この判決に対して、国は控訴を行わないこととし、「ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話」を公表しました。

ハンセン病家族国家賠償請求訴訟

家族が、熊本地方裁判所に対し、患者だけでなく、その家族も偏見や差別の対象とされたとして訴えました。

2019(令和元)年、熊本地方裁判所において、国の一部敗訴の判決が出されました。この判決に対して、国は控訴を行わないこととし、「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」を公表しました。



入所者や退所者、ハンセン病の患者・回復者の家族が、基本的人権の実質的な保障 を目指して立ち上がっていったのですね。

ハンセン病の患者・回復者とその家族の人権が保障され、安心して暮らすことが できる地域社会を実現していくため、自分ができることを考えていきたいと思います。

近年の主な動き

2001(平成13)年5月 熊本地方裁判所におけるハンセン病国家賠償請求訴訟判決、国は控訴せず 2001(平成13)年5月 ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話 2001(平成13)年6月 「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」施行 2003(平成15)年11月 熊本県内のホテルのハンセン病療養所入所者に対する宿泊拒否事件 2009(平成21)年4月 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行 2010(平成22)年12月 第65回国連総会本会議にて「ハンセン病差別撤廃決議」が採択される
2001(平成13)年6月 「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」施行 2003(平成15)年11月 熊本県内のホテルのハンセン病療養所入所者に対する宿泊拒否事件 2009(平成21)年4月 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行
2003(平成15)年11月 熊本県内のホテルのハンセン病療養所入所者に対する宿泊拒否事件 2009(平成21)年4月 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行
2009(平成21)年4月 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行
2010(東代22)年12日 第45回国連級会長会議にフ「ハンカン庁美則樹成油業」が採択されて
2010(平成22)年12月 第65回国連総会本会議にて「ハンセン病差別撤廃決議」が採択される
2019(令和元)年6月 熊本地方裁判所におけるハンセン病家族国家賠償請求訴訟判決、国は控訴せず
2019(令和元)年7月 ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての 内閣総理大臣談話
2019(令和元)年II月 「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」、 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律」施行



《社会教育における人権教育の推進》 学習プログラムづくりにトライ!

『KARA FULL』No.8 (令和2年 | 月発行)では、人権についての学びの場づくりに関する新しい視点を紹介しました。本号では、県教育委員会主催「令和2年度人権教育コーディネーター養成講座」(令和2年9月~ | 0月 全3回)の内容に基づいて、住民対象の講座や職員対象の研修などを企画・運営する際のポイントを紹介します。

STEP 1:有意義な学びの場にするための準備

住民対象の講座や職員対象の研修では、市町村や地域、職場の状況が多様であるため、書籍やインターネット上のサイトに掲載されている教材をそのまま用いたり、著名な外部講師に講演を依頼したりするだけでは、必ずしも効果的な学びにつながるとは限りません。まずは市町村や地域、職場の問題点から課題を考えていきましょう。そこから、課題をクリアするプロセスとしての、講座や研修の企画が始まります。

問題点の 整理

「このまちで/職場で問題になっていることは何だろう」

スタート (アンケート、実態調査等)

ゴール(目指す姿、数値目標等)

課題の 設定

「参加者に獲得してほしい知識やスキル、克服すべきハードルは何だろう」

講座や研修の形態の一つに、「ワークショップ」があります。ワークショップでは、参加者は学びの場で発言や作業を自発的に行い(参加・体験)、他の参加者との交流の中でお互いに学び合います (相互作用)。 自発的に お互いに

ワークショップのポイント

参加

体験

相互作用

新たな学習形態や学習課題に抵抗感を覚える参加者がいるかもしれません。しかし、下の図で示している「快適な場」にとどまっていては、学びは深まりません。人権についての講座や研修は、ともすれば、内容の「マンネリ化」に陥りかねません。従来のスタイルを企画の段階でしっかり点検し、慣れ親しんだところから一歩踏み出して、受講者とともに「学びの境目」を越えることを目指したいものです。

次のステップ学びの境目快適な場

既知のことや同じ価値観と接する安心感 →自分の考えを正当化できるが、発展はない。

未知のことや異なる価値観と接する不安感 →自分の考えを揺さぶられるが、発展のきっかけとなる。

理解の深まりや視野の広がり

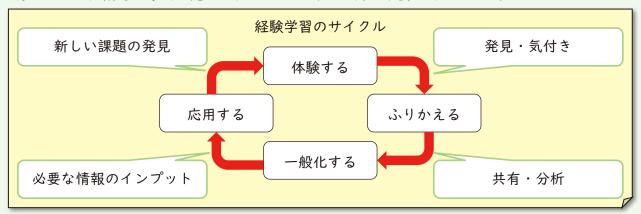
→新たな気付きや行動の変容などの発展につながる。





STEP 2:アクティビティからプログラムへの組み上げ

アクティビティとは、一つひとつの学習活動のことです。複数の参加者で共通の体験とふりかえり を行うことで、概念や原則を見出し、それを応用して次の体験に向かいます。



アクティビティのポイントは、講座や研修のテーマに適した題材を取り扱い、カギとなる問いを参 加者に提示することです。この問いは、課題を共に考えるためのものであり、決まった答えを求める ものではありません。適切な問いによって、学びの場の活性化を図ることができるのです。

複数のアクティビティを講座や研修のテーマに沿って組み合わせたものが、プログラムです。「導 入→メイン→しめくくり」というのが基本的な構成です。

導入の

身近なことへの問いを通して、講座や研修のテーマを紹介します。参加者 アクティビティ<mark>|間のつながりを生み出す工夫をします。</mark>

メインの

グループや全体で学び合う問いを通して、講座や研修のテーマに迫ります。 アクティビティト参加者間の交流の時間を十分に確保します。

しめくくりの

学びをふりかえる問いを通して、講座や研修のテーマに対する各自の考え アクティビティ」を整理してもらいます。参加者間で学びの成果を確認できるようにします。

プログラムのポイントは、各アクティビティを一つの流れになるようにつないで、ストーリーライ ンをもたせることです。そうすることで、参加者の思考の流れがスムーズになり、理解を促すことが できます。また、アクティビティの「引出し」が豊富であるほど、それらを使い分けたり組み合わせ たりすることで、設定した課題に最適な学びを展開することができます。



定食のように…

- ・一品一品に役割がある(導入・メイン・しめくくり)
- ・全体の統一感がある (つながり)
- バリエーションがある(使い分けと組み合わせ)



新型コロナウイルス感染症の流行により、「不安と排除」が人権 に関する社会的な問題につながっています。これをテーマに講座や 研修のプログラムをつくるとしたら、どのようなものが考えられる でしょうか。次のページで具体例を紹介します。





STEP 3:プログラムの「問い」づくり

福岡県 KARA

このプログラムのオリジナル版は、「令和2年度人権教育コーディネーター養成講座」講師の 栗本敦子先生が作成委員を務めた『人権学習シリーズVol.6 同じをこえて 差別と 平等』(財団法人大阪府人権協会/大阪府府民文化部人権局 2010年3月発行)に 掲載されています。インターネット上にデータが公開されており、右のQRコードで

アクセスすることができます。※プログラムを利用する際は、必ず出典を示してください。 🕞



Ж Т

ねらい

- I 身近にある「分ける」という行為を取り上げ、適切か不適切かの判断基準を整理することを 通して、「分ける」ことと差別や排除との関係を考える。
- 「分ける」という行為を選択した場合にも、しない場合にも、様々な気持ち(特に不安)が 生じることを理解する。
- 3 「分ける」ときには、あわせて十分な配慮・手立てを講じることの必要性を理解し、実際に 社会にある排除に向き合う姿勢を育てる。

	内容
アクティビティ	※ 紙面の都合により、上記のオリジナル版を再構成しています。進行上の留意点も
	あるので、プログラムを利用する際は、 <u>必ずオリジナル版を参照してください</u> 。
導入	① 参加者は、ファシリテーターから出された質問について、自分と同じ意
「なかまさがし」	見のなかまを探し、グループをつくってその場に座る。
	② 参加者は、ファシリテーターから背中に貼られたシールについて、自分
	と同じシールのなかまを探し、グループをつくってその場に座る。



- ・なかまが見つかってグループになると、どのような気持ちになりましたか?
- ・①のように「自分で選べること」で少数派になったときと、②のように「自分で 選べないこと」で少数派になったときでは、気持ちにちがいがありましたか?
- ・「なかまさがし」のはずが「なかまはずし」になっていませんでしたか? 誰かを はずしたとき、どのような気持ちになりましたか?
- ・「分けて扱う」ことが必要なのはどのようなときか、そのときにはどのような配 慮が必要なのか、などについて考えていきましょう。
- メイン 「あなたの決断」
- ① 参加者は、「自分が総理大臣を務める国で、未知の病気が発見された」 という仮想ケースについて、「患者の隔離を行うか否か」と「その理由」 をグループで話し合う。
- ② 各グループは、自分たちの判断に対する「人々の不安」について、その 具体的な内容を考え、整理し、解消するための手立てを考える。
 - ・予想される「人々の不安」を、全員で思いつく限り付箋に書き出す。
 - ・付箋を模造紙に貼り付けながら、類似のものをまとめる。
 - ・まとめたものに対する解消策を、全員で話し合って模造紙に書き込む。
- ③ 参加者は、全体交流を通して、様々な考え方を共有する。





アクティビティ

内容

3 しめくくり 「分けてOK? チェックリスト」



- ・「分けて扱う」ことが排除や忌避、差別につながることもあります。
- ・私たちの社会をふりかえると、不適切な分け方によってつらい思いをして きた方や、している方がいます。
- ① 参加者は、ハンセン病に関する国の政策と、偏見や差別の歴史について、 資料を基に学ぶ。
- ・「分ける側の主張」が人権の視点から見て適切か否かを、一人ひとり考えていくことが大切です。
- ・「分けて扱う」ことが正当だと言えるのは、どのようなときでしょうか? 「分けて扱う」ことが排除や忌避、差別につながらないようにするために は、どのような配慮が必要でしょうか?
- ② 各グループは、社会の中で特定の集団を分けて扱おうとするときに、「分けることが正当か」「(たとえ正当だとしても、その結果起こりうる) 危うさへの配慮がなされているか」について検討するための、チェックリストを作成する。
 - ・適当なサイズの白紙に、以下のような形式でチェック項目を記入する。
 - 「□ ~~~~を確認したか」
 - 「□ ~~~~を説明したか」
 - 「□ ~~~~の人はいるか(いないか)」

※2



・このチェックリストを、今の社会の中で「分けることがあたりまえ」と考えられていることに当てはめてみてください。必要がないのに分けられていたり、不適切に分けられていたりしたら、その気付きを行動につなげてください。

※1、※2…実際に作成された模造紙とチェックリストの例も、オリジナル版に掲載されています。

ONE MORE STEP:安心して学べる環境づくり



卓上パーテーションの設置 (透明のアクリル板)



感染防止グッズの利用促進 (マスク・除菌用アルコール)

1,000	THE REAL PROPERTY.	TRACT		1000
	ご用いれまから! 機能的は「情味!	ドラリーシが見るさら 自体度」を集内に行っ	いがは、神道なくから まず。	LIE (MIN)
191	100	100	774	- 77
	0	0	1	9
ens	104	175	754	77.
	5	4	7	@
480	-17	18	-22	
	100	00	(b) 50 i	

適切な距離を確保するための 座席の配置と記録

県教育委員会人権・同和教育課の主管研修では、新型コロナウイルスの感染が続く状況においても参加者の方々に安心して受講していただけるように、様々な取組を行っています。住民対象の講座や職員対象の研修などを企画・運営する際には、参加者の立場から「安心して学べる場になっているか」を点検しましょう。





令和元年度購入 人権教育DVDの紹介



「福岡県人権問題に関する県民意識調査」(平成28年)では、人権に関する研修・啓発 イベントへの参加や新聞、書籍、映画などによる啓発活動への接触が多い人ほど人権問題へ の関心が高いという結果が出ています。

視聴覚教材を活用した人権教育・啓発を行ってみませんか。

「部落の心を伝えたい」第32巻 ネット差別を許すな!~川口泰司~ D0186 【28分】

インターネットの普及をはじめとした情報化の進展に伴い、電子掲示板や ホームページ、メール、SNSなどに個人や団体を誹謗中傷する内容が書き 込まれるなど、現在、インターネット上の人権侵害が重大な問題となってい ます。ネットを悪用した部落差別の現実やネット社会の危険性と構造につい て分かりやすく解説し、人権教育の必要性を訴える作品となっています。





LGBTシリーズ これが私の生きる道 ~仲岡しゅん~

D0189 【30分】

男性の戸籍をもちながら女性の弁護士としてテレビやラジオ、年間100 回を超える講演で、全国を飛び回る仲岡しゅんさん。マイノリティ当事者 の力になりたいと思い弁護士になった仲岡さんが、ご自身の体験や弁護士 経験を裏付けに、偏見や差別の不合理、「みんな違って、みんないい」の 本質を詳細に解説している作品となっています。

君が、いるから

D0190 【30分】

母親の心理的虐待に悩み、生き方を制限され、自分が愛されていると感 じることができず自己肯定感が低い主人公が、コンビニエンスストアを舞 台とした「ほんの小さな冒険」をきっかけに、出会う人々とのふれあいを 通して新たな価値観に気づき成長していく姿を描いています。虐待やいじ めなどの子ども・若者の人権について考えることができる作品となってい ます。



け人本はび互他々こ規動城こと多岡し権号ながにののの模し町ち温くか 岡もに大仕いのまタたるか か忘来変事つくせ方。手い ました。 つ まのらかのったれ実どきいででした。人がい人来られたなうるかしまった。 並き倒ってすべ で必重権なう 人相すのかた切り 切がいたした るかるの マ域うに社か るのか、 一ることは (光 る対 自 こな数年、 3 しかそか、体 てい数さに () お 人はを ŧ 分 表 がかま情た。 に N るた、 再用 は は ŧ وَ と、今相れで建は、福で談ものはど で学相自人

『KARA FULL』は福岡県教育委員会のホームページにも掲載しています。

|KARA FULL 福岡 |で | 検 索 | 🖘